

## 申告が必要な人

事業所得がある場合	営業・農業などの所得
	保険の外交員収入
	集金人、検針員、コンパニオンなど源泉徴収されない収入
給与を2カ所以上からもらっている場合など	年末調整を行っていない場合
	年の途中で退職し、年末調整で合算していない場合
	給与の年間収入が2,000万円を超える場合（税務署で申告）
土地・建物を貸している場合	農地貸付による小作料、土地・建物の賃借料など
土地・建物、株式を売った場合	土地・建物の売却、株式の譲渡があった場合（原則税務署で申告）
その他の収入がある場合	保険の満期返戻金、個人年金、シルバー人材センター配分金など
医療費が多くかかったとき	平成25年1月から12月までに支払った医療費が、基準となる金額（10万円または所得の5%）を超えているときは医療費控除の適用があります。
マイホームを建てたとき	平成25年中に住宅を新築し、平成25年内に入居した場合で、返済期間10年以上の住宅ローンを利用している場合、住宅借入金等特別控除の適用があります。

## 申告の必要がない人

- 収入が給与のみ、かつ給与の支払先が1つで、年末調整が完了している人
- 収入が公的年金のみで、年金収入の合計が400万円以下の人
- 収入が公的年金と給与で、年金の収入の合計が400万円以下、かつ給与所得が20万円以下の人
- 収入がなく、家族の扶養になっている人（所得証明が必要なときは申告が必要です）
- 医療費控除や住宅借入金特別控除などの還付申告の予定がない人

### 確定申告の内容によっては、税務署での申告が必要になります。

#### ◆ 原則、税務署での申告になるもの ◆

- 青色申告
- 事業（営業）所得の申告
- 譲渡所得（土地・建物・株式）に関する申告
- 株式（配当・譲渡）に関する申告
- 繰越損失がある場合の申告
- 給与収入が2,000万円を超える場合の申告
- 生命保険満期返戻金の申告
- 平成26年1月1日現在、芳賀町に住民登録がない人（税務署または1月1日現在の住所地で申告してください）
- 亡くなられた人の申告
- 平成25年分以外（過年度）の申告
- 相続税・贈与税・消費税の申告
- 先物取引や投資信託に関する申告

## 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）について

国では、消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響を考え、臨時的な措置として、平成26年度に給付金を支給する予定です。

### 【給付の内容】

- ◆対象者：平成26年度の町県民税（均等割）が課税されていない人。ただし、次の人は対象になりません。
    - ①町県民税（均等割）が課税されている者の配偶者及び扶養親族
    - ②生活保護制度内で対応される被保護者など
  - ◆給付額：一人につき1万円
  - ◆加算措置：老齢基礎年金（65歳以上）の受給者などについては、一人につき5千円を加算
- ※詳細については、決定され次第お知らせします。

給付金の対象者は、平成25年分の所得申告がされていないと給付金が受けられませんので、必ず申告してください。

# 確定申告のお知らせ

平成25年中所得の確定申告が2月17日から始まります。町税務課では次のとおり相談会を実施します。事前の準備をお願いします。☎税務課町民税係【☎028(677)6013】

期間：2月17日（月）～3月17日（月）

会場：役場2階大会議室

## 申告相談日程表

地区	月 日	午前の部 8:30～11:00受付	午後の部 13:00～16:00受付	備考
主に南高地区	2月17日 月	下原（西・中・東・西南） 平和 三日市 大久保	堀合 羽口 天寺 寺の内 青木 古谷	
	2月18日 火	下中部 梶内 梶内西 行沢 天神 石塚	高田 宮田（東・西） 大川 西山根	
	2月19日 水	協和 東根 五ヶ東 山根 大塚	谷津 みどりヶ丘 箸塚南 下原新町 三日市坂の上 殿山	
	2月20日 木	久津方 西秋場 芳南 池の尻 中坪	芳志戸 清水 中郷 上岡（北・南） 金井 手彦子 飯島	☆税理士相談日 9:00～16:00 雑損控除受付
	2月21日 金	般若塚 ハツ木宿（上・下） ハツ木新田 ハツ木（西・南・中）	ハツ木北 ハツ木の丘 稲荷沢 前畑 稲（協・宿・東・南・中） 新生	
主に水橋地区	2月24日 月	給部（東・南・西・北） 杭之内 宮内 東中郷 梨木	唐桶 和泉 桜田 宿東 宿 唐桶の溜東	
	2月25日 火	和泉台 明和 和泉ニュータウン（1・2・3） 牧場南	道上 茂栄坂（1・2・3班） 免ノ内 大和田	
	2月26日 水	舟戸（東・西） 城下 峯下 金井島（上・下）	谷近 谷近東 西中郷 堀の内（上・下） 長島（上・下） 清水沢 清水沢上 橋場（東・西）	
	2月27日 木	舟戸が丘 西法寺 光明台 大畑（東・新・西） 栄町（北・東・栄）	坊新田 萩田 台宿（一・中） 古谷	○受付延長（19:00まで）
	2月28日 金	大谷近 中塚田 新谷 前中 漆原 下塚田 中塚田新	入江 俵岡 双六 黒岡	
	3月2日 日	※休日受付日 8:30～12:00受付		※雑損控除申告の受付は、原則行いません。損失金額の認定が困難な場合などは税務署での申告が必要になります。
	3月3日 月	松下 治部内 天王寺 正生田 西新谷	大沖 関谷 近内 山崎 打越	
主に祖母井地区	3月4日 火	上横町（北・東）	上横町西 西町（上・下） 内町上	
	3月5日 水	内町下 代町（1・2・5区）	赤坂 上野原（東・西）	
	3月6日 木	二子塚 丸子苑 幸町 赤坂団地 サンコーポラス芳賀 県営祖母井住宅 みなみ町 祖母井南3区（東・西） 祖母井南4区	谷中 谷中西 南郷	○受付延長（19:00まで）
	3月7日 金	下南郷 新田 坂の上 下町	宿上 上新田 社后 緑町 谷中東	
	3月10日 月	大島（北・南） 上中郷 中郷	塩の目 天神延生 上郷	
	3月11日 火	上郷（西・東・南） 城興寺	下郷 下郷（東・南・元） 与能一	
	3月12日 水	与能（二・三）	与能下 与能下（中・東）	
予備日	3月13日 木	上記の日に来られなかった人		
	3月14日 金			
	3月17日 月			

- ◆できるだけ日程表のとおりご来場ください。どうしても都合がつかない場合には、都合の良い日にご来場ください。
- ◆予備日、日曜日は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

### ☆税理士相談日をご活用ください 2月20日（木）

- ◆東日本大震災による雑損控除がある場合、昨年の雑損控除に繰越分がある場合などは、なるべくこの日をご利用ください。税理士相談日以外に雑損控除の申告をするときは、税務署での申告になることがあります。
- ◆税理士さんとの相談は、午前は9:00～11:00、午後は13:00～16:00に受け付けしてください。